

# 長期療養者の方々の就職にご理解と ご協力をお願いいたします。

近年、医療技術の進歩や医療提供体制の整備等によって、日本の全がんの5年相対生存率は6割を超えており、がん患者の中にも社会で活躍している方が増えています。

一方で、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により長期にわたる治療等を受けながら就職を希望される方（以下「長期療養者」）に対する就職支援も社会的課題となっております。

**ハローワーク奈良**では、「長期療養者」のため専門の窓口を設置して、奈良県総合医療センター等と連携した就職支援を実施しております。

事業所の皆様におかれましては、「長期療養者」の方々の就職に、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## ～ハローワーク奈良による就職支援のご案内～

### このような方々の就職支援を実施しています！

- 十分に働くことができる知識や技術を持っているが、検査のための通院が必要で、月1回、数カ月に1回程度の休日がかせない。
- 経過観察という状態で働くことはできるが、採用してもらえない。
- がんなどの治療を受けていることが、就職に不利になってしまうのではないかと悩んでいる。
- 体力の低下や、薬の副作用、後遺症があるなどの状況を理解してもらえないのではと思うと就職活動ができない。
- 体調維持のため残業ができないが理解してもらえるか不安。

ハローワーク奈良 求人・企画コーナー  
TEL：0742-32-1811



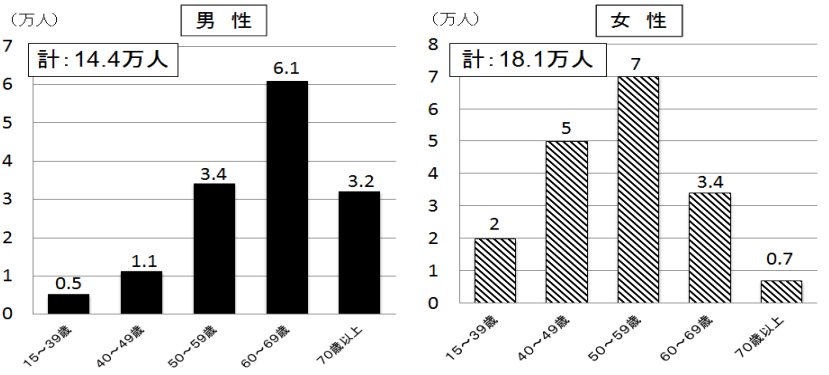
# がんの現状について

○ **がんの5年相対生存率は向上**  
 (平成5～8年53.2% → **平成18～20年 62.1%**)

○ **がん患者の3人に1人が就労可能年齢で罹患**

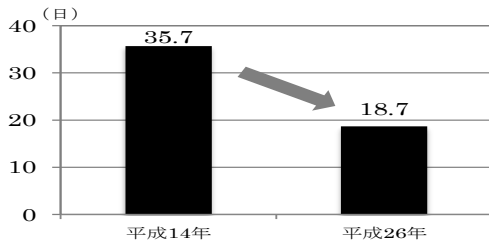
○ **仕事をもちながら、  
 がんで通院している者は  
 約32.5万人(※)**

※平成22年国民生活基礎調査  
 に基づく推計



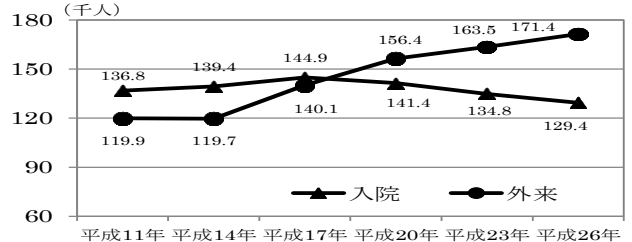
○ **入院日数は減少傾向にある一方、外来患者は増加傾向**

<図1 在院日数の推移>



※悪性新生物（がん）の退院患者における平均在院日数（病院・一般診療所）（平成26年患者調査より作成）

<図2 入院患者・外来患者数の推移>



※悪性新生物（がん）の入院患者・外来患者数（平成26年患者調査より作成）

## がん対策基本法

(事業主の責務)

第八条 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。